

平成 28 年 6 月 13 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

市民福祉委員長 今 利 一

委員会事務調査報告書

平成 28 年第 1 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1．調査案件
調査第 5 号 介護施設の実態について
- 2．調査の経過及び結果
別紙のとおり

介護施設の実態について

市民福祉委員会より、事務調査第 5 号「介護施設の実態について」の調査経過と結果について報告する。

本委員会では担当部局より資料の提出と説明を求め、介護保険制度における施設サービスの状況と課題の把握に努め、先の第 1 回定例会で中間報告を行うとともに、市内介護施設での現地調査を進めてきたところである。

本市の介護認定者数は平成 21 年度で 1,051 名であったものが平成 26 年度で 1,318 名と約 25%増加しており、今後、高齢者人口の増加に比例して増えていくことが予想される。本委員会では、市内の介護施設サービス、寿光園での介護サービス提供状況、介護施設入所に係る待機者の状況、介護施設入所者に占める市外住民の割合、介護施設の入所基準、地域包括支援センターの活動状況、介護施設の職員状況、介護老人保健施設における中期的入所などについて調査を行った。

市内の介護施設サービスは、介護老人福祉施設の北の峯ハイツ、介護老人保健施設ふらの、介護療養型医療施設のふらの西病院、計 3 か所で提供されている。

次に養護老人ホーム寿光園での介護サービス提供状況は、本施設は福祉の措置施設であり、介護保険制度上の施設でないことから、入所者が要介護状態となり介護サービスが必要となった場合は、特定施設入居者生活介護が受けられる制度になっており、施設を自宅とみなした居宅介護サービスが提供されている。

介護施設入所に係る待機者の状況は、北の峯ハイツで入所 120 名に対し、待機者数は約 70 名、介護老人保健施設ふらのは入所 100 名に対して待機者数が約 100 名、グループホームは市内 4 施設で各々数名の待機者がいる状況である。

介護施設入所者に占める市外住民の割合は、北の峯ハイツで 9.2%、老健ふらので 30.9%、各グループホームで 5.5%から 11%である。

介護度別の介護施設入所基準については、介護老人福祉施設では要介護 3~5、介護老人保健施設、介護療養型医療施設は要介護 1~5、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は認知症のある方で要支援 2 及び要介護 1~5 の方が対象になっている。

地域包括支援センターの活動内容として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、認知症支援事業などが行われ、その他に任意事業として家族介護支援事業、配食サービス事業、介護予防事業として転倒予防事業、地域ふれあい支援事業などが行われている。

介護施設で働く介護職員の状況は、北の峯ハイツでは在職者数が 100 名、新たな就業者 4 名に対して離職者は 6 名となっている。また、老健ふらのでは 72 名が在職しており就業者数 9 名に対して離職者数が 10 名となっている。主な離職の理由として出産、高齢、給与などの待遇、施設・事業所の新規開設の影響などがあげられている。また、介護職

の募集に対して希望する方が少ない現状にある。

介護老人保健施設における中期的入所について、老健ふらのでは年間1~2名程度の利用実績があり、主に夏期の3~4か月間のミドルステイを行っている状況が見受けられた。

これらの説明を受け、委員会として市内介護施設の現状を把握するため、次の施設の現地調査を実施したところである。調査にあたっては先の委員会で説明を受けた事項に加え、施設職員の労働環境と健康管理、インターンシップの実施状況、介護事故防止の取り組み状況について聴き取りを行い、各施設の実態把握に努めた。

特別養護老人ホーム北の峯ハイツ

ユニット型、全室個室、定員120名、併設事業として短期入所生活介護(空床型)、予防介護短期入所生活介護(空床型)、6フロア12ユニット(1ユニット10室)、平成25年4月、移転改築によりすべての居室がユニット型(個室)に変更。

デイサービスセンターいちい

通常規模型事業所(単独型)定員35名、基本事業として生活指導、養護、日常生活動作訓練、健康チェック、通所事業として送迎サービス、入浴サービス、給食サービス、機能訓練サービス、週6日開設、利用対象者は在宅で生活している介護保険認定を受けている方、利用者状況として登録人数、男性16名、女性59名、合計75名(H28.2.1現在)、平成26年度利用者実績、延7,036人

介護老人保健施設ふらの

施設サービスの対象者は要介護1~5であり、基本的に在宅に復帰するための支援を行っている。在宅サービスとして通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所療養介護(ショートステイ)、いずれも要介護1~5が対象者である。介護予防サービスとして在宅サービスと同様にデイケアとショートステイがあるが対象者は要支援1~2となる。その他に在宅支援サービスとして指定居宅介護支援事業所と訪問看護ステーションを有している。

利用状況は、施設サービスの定員100名に対し1日平均92人の利用(ショートステイを含む)、通所リハビリテーションは定員30名に対し1日平均22人(介護予防サービスを含む)、指定居宅介護支援事業所ではケアプラン作成が月平均79件、訪問看護では契約者数が月平均31人、月平均訪問件数が154件となっている。

各施設に共通した課題として、平成27年の介護報酬改定(2.27%)により経営状況が厳しくなっており、その影響額は北の峯ハイツで年間約2,000万円、老健ふらので約1,200万円となっている。またデイサービスいちいにおいては介護報酬から処遇改善加

算などを差し引くと 4.3%以上の削減となり経営を圧迫している現状である。また、各施設とも職員の確保に大変苦労している現状がうかがえ、介護職員はもとより専門の職員(看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士など)の確保は困難な状況にあることが確認できた。

また、各施設における個別の課題として、介護保険制度の改正により特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となったことから、北の峯ハイツでは施設利用希望者・対象者が減少し待機者数が半減している状況にあり、施設経営に大きな影響を及ぼしている。また、移転改築により従来の多床室からユニット型に変更したため、施設利用者の居住費が高額となっている。

デイサービスセンターいちいでは正規職員の割合が4.2%、非正規職員が95.8%であり非正規職員の割合が高いが、非正規職員の割合を増やさないと経営上成り立たない課題がある。正規職員の兼務を行うなどして運営をしているが、訪問介護事業所と居宅介護支援事業所は毎年赤字経営となっている。

また、老健ふらのは現在、介護報酬体系上の従来型で施設を運営しているが、在宅復帰型、在宅強化型への転換が必要となっている。介護報酬で見ると在宅復帰型で1,000万円、在宅強化型で2,000万円弱の増額が見込まれる。しかし転換のためにはいくつかの条件があり、在宅復帰型であれば在宅復帰率30%を6か月間続ける必要があり、現在の復帰率(3~4%)と比較すると簡単に変更できない状況である。また、入所者の在宅を目指すのであればリハビリテーションの職員を強化することが必須となるが、先にもふれたとおり、新卒者を含めた専門職の確保が課題となる。あわせて、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上となったことにより、介護老人保健施設の利用増加が懸念される。

本委員会として介護施設の実態について、これらの調査の結果を踏まえ意見交換を行ったところ、次の意見の一致を見たところである。

1点目は介護施設における人材確保である。介護施設の運営において職員の安定的な確保は大きな課題であり、サービスの充実と安定を図るうえで人材確保は最も優先する課題となっている。市内の介護施設においては介護職をはじめとし、特に専門職の確保に苦慮している現状である。看護師、理学療法士などは急性期の病院を希望する傾向が強く、慢性期の福祉施設は待遇面を含め人材が集まりにくい現状である。また介護福祉士においては養成する専門学校が定員割れをしていることや都市部への就職を希望する学生が多くなっている。施設側においてもインターンシップの受け入れや求人募集を積極的に行っているが、全体的に職員が不足しており介護職のイメージアップと待遇改善が求められるところである。

また、本市では看護職員の養成に係る修学資金貸付を行っているところであるが、介護全体に係る人材育成の観点から、専門職の資格取得に向けた修学資金貸付制度の検討

が必要と考える。

加えて、外部からの人材確保の方策として、現在の移住・定住対策を拡充し、住まい、仕事、保育などの総合的支援を行うことにより、人口減少対策と雇用確保に効果をあげることが期待できる。

2点目は地域包括支援センターの機能充実である。国は団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に「地域包括ケアシステム」の実現を目指している。住まい、医療、介護、予防、生活支援などの地域資源を有効に活用し、各機関が連携した体制を作ることが必要とされ、その調整役として期待されているのが地域包括支援センターである。今後加速していく少子高齢化と要介護認定者の増加、単独及び高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、家族機能の低下、地域扶助の弱体化など様々な課題がある中、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためにもセンター機能の充実に努め、地域包括ケアの中心的役割を果たすことに期待をする。

また、平成26年に市内の高齢者と在宅の要介護・要支援認定者を対象に行われた、日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括支援センターの認知度が全体の4割程度であったことから、介護を必要とする方々の相談窓口として更なる周知が必要と感じたところである。以上、本委員会からの報告とする。